

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成19年6月15日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

6月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第35号所管分の審査	2
議案第42号の審査	2
質疑（柴田委員、三宅委員）	
議案第45号の審査	4
採決	4
閉会の宣告	4

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年6月15日(金) 午前10時 開会
午前10時12分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博	副委員長 森内一蔵	委員 川端福江
委員 南野直司	委員 柴田繁勝	委員 三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝	
市長公室長 寺田正一	同室次長 中岡健二	人事課長 山本和憲
総務部長 奥村良夫	同部次長兼総務防災課長 杉本正彦	
同部参事兼財政課長 宮部善隆		
消防長 稲田晴彦	消防本部次長兼総務課長 浜崎健児	
同課参事 明原 修		

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主査 中井真穂

1. 審査案件(審査順)

議案第35号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分

議案第42号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議案第45号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○野口委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

最初に理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きのうから梅雨に入りましたけど、もう中休みということで何かおかしい気候になっておりますが、皆様方には何かとお忙しい中、総務常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で付託された案件につきまして、ご審査を賜るわけでございますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なおいつものとおり、私は一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○野口委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森内委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第35号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、質疑を

終わります。

暫時休憩します。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第42号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

柴田委員。

○柴田委員 この議案第42号につきましては、以前に国の方で法制化されたときに我が党としても一定の見解をもって臨んだ経緯がございますので、この議案第42号の摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定ですが、中身は雇用保険法が改正されたことに伴う一部改正だと思っておりますが、どのような改正をされるのか、もう少し具体的に一度聞かせていただきたいと思います。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 おはようございます。

雇用保険法の一部改正の内容を少しご説明させていただきます。大きく我々お聞きしておりますのが、行革推進法に沿った見直しということで4項目、直面する課題への対応ということで4項目が改正されたと説明を受けております。

まず、行革推進法に沿った見直しということで、失業等給付に係る国庫負担のあり方の見直しということで、国庫負担の本来の負担額を引き下げることの改正が行われたということでございます。

次に、保険料率の見直しということで、失業等給付の弾力料率がプラスマイナス0.2%からプラスマイナス0.4%に拡大された。19年度からは料率が1.6%から1.2%に変更になったということでございます。

続きまして、雇用保険3事業及び労働福祉事業の見直しということで、雇用福

祉事業の廃止を行うということでございます。また、労働条件確保事業を廃止して、事業名を変更しておられるということでございます。

4点目といたしまして、雇用保険制度の統合ということでございます。

また、直面する課題への対応ということで、被保険者の資格及び受給資格要件の一本化でございます。従前は短時間労働被保険者につきましては12か月、一般被保険者につきましては6か月ということでございましたが、これを統合一本化し、すべての職種において被保険期間が12か月以上ということに変更になりました。

ただ、解雇であったりとか、倒産等によりお仕事がなくなった場合につきましては、失業保険の給付、保険期間6か月というのは残るというふうに伺っております。

続きまして、育児休業給付制度の拡充ということで、休業前賃金の40%が暫定的に50%に拡大されると。

それから、教育訓練給付及び雇用安定事業の対象見直しということで、教育訓練給付の要件を初回のみ3年から1年に緩和されたということでございます。

その他、特例一時金の基本日額が50日分から30日分というふうに変更になりました。

大きく改正といたしましては、以上のような内容でございます。

○野口委員長 柴田委員。

○柴田委員 説明を受けたんですが、このこと自身が働くものにとって本当にいい意味での法改正だったのかということになりますと、まだまだ問題の残るところであります。今、短時間雇用の1年にまとめられたというようなことのご説明もあったように思いますので、我々も

そういう面を是としてとらえさせていただいて、この審査に臨んでいきたいと思われました。ありがとうございました。

○野口委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 若干誤解を与えたらいけませんので。先ほど人事課長からご説明を申し上げましたのは、雇用保険法の全体の改正内容でございます。ご承知のとおり公務員の場合は雇用保険制度というのは適用されないということになっておりまして、今の改正内容は直接関係はございませんが、今回退職手当条例の一部を改正いたしましたのは、公務員であっても退職をされる場合、退職手当が出ます。その退職手当が雇用保険を適用した場合の失業給付よりも退職手当が下回った場合、その分を補うということの条例でございます。これは国家公務員、地方公務員全体としてそういう条例がございます。

したがって、例えば、事例といたしまして、職員が採用されて今まででしたら短期で6か月、半年勤務してやめた場合、そのときの退職手当については6か月であれば退職手当は出ません。しかし、一般の民間企業であれば雇用保険等が出ますので、そのときに退職して、どこかに雇用されれば関係ございませんが、失業された場合、雇用保険が出ると。その部分が本市の場合の職員の退職でしたら、まれな例でございますけれども、その場合にこの条例を適用して支給することということでございますので、直接的に雇用保険がすべて適用されるということではございませんので、よろしく願いいたします。

○野口委員長 ほかに質疑ございませんか。

三宅委員。

○三宅委員 内容そのものではないので

すけど、今回、この改正をされまして他市の状況というのをやはりこの時期にこういった改正を行っておられるのか、把握しておられればひとつお答えをいただきたいと思います。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 他市の状況までは把握はしておりませんが、大阪府の方から5月に入りまして、雇用保険法が変更になったという通知が参っております。その通知に際しまして、関係条例の見直しを行うようにというような通知になっておりますので、同時期に議会を開催しておられる市は改正しておるものではないかと考えております。

○野口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時8分 休憩)

(午前10時9分 再開)

○野口委員長 再開します。

議案第45号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○野口委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第35号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第42号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第45号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

(午前10時12分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 森内 一 歳